

第2 基本的な方針(5つの重点課題)

1. 全ての子供・若者の健やかな育成

- ・基本的な生活習慣の形成、学力・体力の向上、規範意識や思いやりの心の涵養
- ・心・身体の健康を維持し、自ら考え自らを守る力の育成
- ・地域の実情を踏まえた、子供・若者育成支援に関する相談窓口の整備の促進

2. 困難を有する子供・若者やその家族の支援

- ・年齢階層で途切れさせない縦のネットワーク及び多機関が有機的に連携した横のネットワークの構築を通じた支援
- ・家庭等に出向き支援するアウトリーチ(訪問支援)の充実
- ・子供の貧困対策、児童虐待防止対策の強化

3. 子供・若者の成長のための社会環境の整備

- ・地域等で実施される各種の体験・交流活動の充実
- ・インターネットの急速な普及を踏まえた情報通信技術の適切な利用

4. 子供・若者の成長を支える担い手の養成

- ・官公民連携による地域における共助機能の充実
- ・総合的な知見を有するコーディネーターの養成

5. 創造的な未来を切り拓く子供・若者の応援

- ・グローバル人材、科学技術人材の育成
- ・情報通信技術の進化に適切に、活用できる人材の育成
- ・地域づくりで活躍する若者の応援

第3 基本的な施策

1. 全ての子供・若者の健やかな育成

- (1) 自己形成のための支援
 - ① 日常生活能力の習得
 - ・インターネットの適切な利用に関する学習活動の推進 等
 - ② 学力の向上 ③ 大学教育等の充実
- (2) 子供・若者の健康と安心安全の確保
 - ① 健康教育の推進と健康の確保・増進等
 - ・心の健康、薬物乱用、発達段階に応じた性に関する知識の教育の充実 等
 - ・妊娠・出産・育児に関する正しい理解に係る教育や情報提供の充実
 - ② 子供・若者に関する相談体制の充実
 - ・困難を抱えた場合の相談先や解決方法の啓発広報
 - ・子ども・若者総合相談センターの充実
 - ・スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの活用 等
 - ③ 被害防止のための教育
- (3) 若者の職業的自立、就労等支援
 - ① 職業能力・意欲の習得 ② 就労等支援の充実
- (4) 社会形成への参画支援

2. 困難を有する子供・若者やその家族の支援

- (1) 子供・若者の抱える課題の複合性・複雑性を踏まえた重層的な支援の充実
 - ・子ども・若者支援地域協議会の設置促進・活動の充実
 - ・アウトリーチ(訪問支援)に携わる人材の養成 等
- (2) 困難な状況ごとの取組
 - ① ニート、ひきこもり、不登校の子供・若者への支援等
 - ・地域若者サポートステーションによる支援の充実 等
 - ② 障害等のある子供・若者の支援
 - ③ 非行・犯罪に陥った子供・若者の支援等
 - ④ 子供の貧困問題への対応
 - ・国民運動の取組の展開、充実 等
 - ⑤ 特に配慮が必要な子供・若者の支援
- (3) 子供・若者の被害防止・保護
 - ① 児童虐待防止対策
 - ・児童虐待の発生予防及び発生時の迅速・的確な対応 等
 - ② 子供・若者の福祉を害する犯罪対策

3. 子供・若者の成長のための社会環境の整備

- (1) 家庭、学校及び地域の相互の関係の再構築
 - ① 保護者等への積極的な支援
 - ② 「チームとしての学校」と地域との連携・協働
 - ③ 地域全体で子供を育む環境づくり
 - ・放課後子ども総合プランの推進
 - ・社会性・人間性等を育む多様な体験・交流活動の推進 等
 - ④ 子供・若者が犯罪等の被害に遭いにくいまちづくり
- (2) 子育て支援等の充実
- (3) 子供・若者を取り巻く有害環境等への対応
 - ・安全・安心なインターネットの利用に関する教育・啓発活動の強化
 - ・ネット依存の傾向が見られる青少年を対象とした自然体験や宿泊体験プログラムの実施 等
- (4) ワーク・ライフ・バランスの推進

4. 子供・若者の成長を支える担い手の養成

- (1) 地域における多様な担い手の養成
 - ・子育て経験者や様々な経験を有する高齢者、企業やNPO等の多様な主体の参加促進 等
- (2) 専門性の高い人材の養成・確保
 - ・総合的な知見の下に支援をコーディネートする人材の養成
 - ・教育、医療・保健、福祉等の専門職の人材確保、専門性の向上

5. 創造的な未来を切り拓く子供・若者の応援

- (1) グローバル社会で活躍する人材の育成
 - ・留学支援の充実 等
- (2) イノベーションの担い手となる科学技術人材等の育成
 - ・先進的な理数教育の支援 等
- (3) 情報通信技術の進化に適切に、活用できる人材の育成
 - ・情報通信技術を高度に活用して社会の具体的な課題を解決できる人材を育成
- (4) 地域づくりで活躍する若者の応援
 - ・地域産業を担う高度な専門的職業人材を育成
 - ・「地域おこし協力隊」の推進 等
- (5) 国際的に活躍する次世代競技者、新進芸術家等の育成
 - ・国際大会で活躍が期待できる競技者の発掘・育成・強化
 - ・世界に通用する創造性豊かな芸術家等の育成
- (6) 社会貢献活動等に対する応援
 - ・内閣総理大臣表彰の創設

第4 施策の推進体制等

- (1) 子供・若者に関する実態等の把握、知見の集積と共有 (2) 広報啓発等 (3) 国際的な連携・協力
- (4) 施策の推進等
 - ・地域における先進的な活動についての情報を共有しつつ、行政、学校、企業、NPO等の連携を強化し、社会総がかりでの取組を促進 等

(出典) 内閣府ホームページ (<http://www8.cao.go.jp/youth/wakugumi.html>)

第3節 すべての子どもの安心と希望の実現プロジェクトの推進

- 平成27（2015）年8月、「すべての子どもの安心と希望の実現に向けた副大臣等会議」（議長：内閣官房副長官）が設置された。同会議では、同年12月、財源確保も含めた政策パッケージとして、「ひとり親家庭・多子世帯等自立応援プロジェクト」及び「児童虐待防止対策強化プロジェクト」からなる「すべての子どもの安心と希望の実現プロジェクト」を取りまとめ、子どもの貧困対策会議（議長：内閣総理大臣）にて決定した。また、同副大臣等会議において、平成28（2016）年2月、本プロジェクトの愛称を「すくすくサポート・プロジェクト」と決定した（図表3）。
- 本プロジェクトを踏まえ、関係府省庁において各種施策を着実に実施するとともに、平成28年通常国会に、「児童扶養手当法の一部を改正する法律案」等の関連法案を提出した。

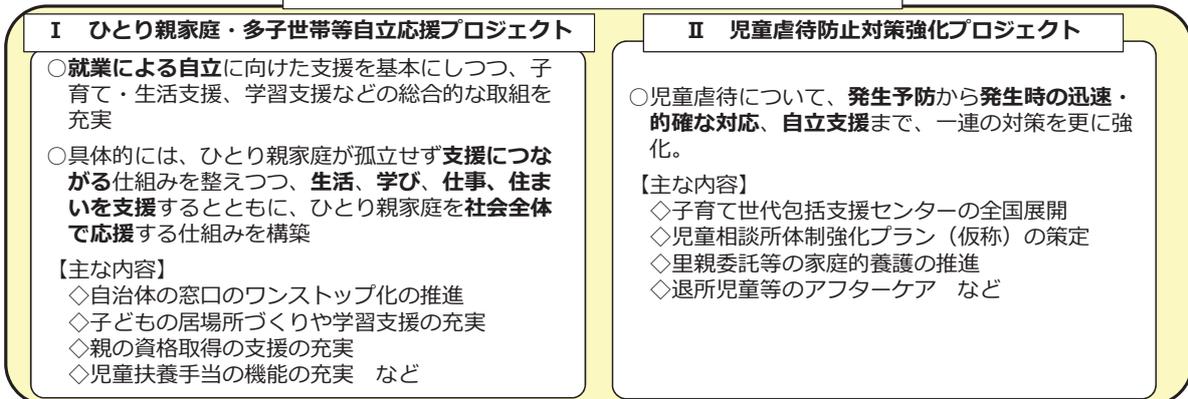
図表3 すべての子どもの安心と希望の実現プロジェクト

「すくすくサポート・プロジェクト」(すべての子どもの安心と希望の実現プロジェクト) (注) (平成27年12月21日「子どもの貧困対策会議」決定)

- 経済的に厳しい状況に置かれたひとり親家庭や多子世帯が増加傾向にあり、自立支援の充実が課題。
- 児童虐待の相談対応件数は増加の一途。複雑・困難なケースも増加。

8月28日 ひとり親家庭・多子世帯等自立支援策及び児童虐待防止対策の「施策の方向性」をとりまとめ
→年末を目途に財源確保も含めた政策パッケージを策定

すくすくサポート・プロジェクト



- 施策を着実に実施するとともに、平成28年通常国会に児童扶養手当法改正法案及び児童福祉法等改正法案の提出を目指す。
- ※施策の実施に当たっては、官・民のパートナーシップを構築し民間の創意工夫を積極的に活用。
- ※行政が未だ実施していない事業を民間投資によって行い、行政がその成果に対する対価を支払うといった手法等の先駆的な取組も幅広く参考。

(注) 「すべての子どもの安心と希望の実現プロジェクト」の愛称を「すくすくサポート・プロジェクト」と決定（平成28年2月23日）

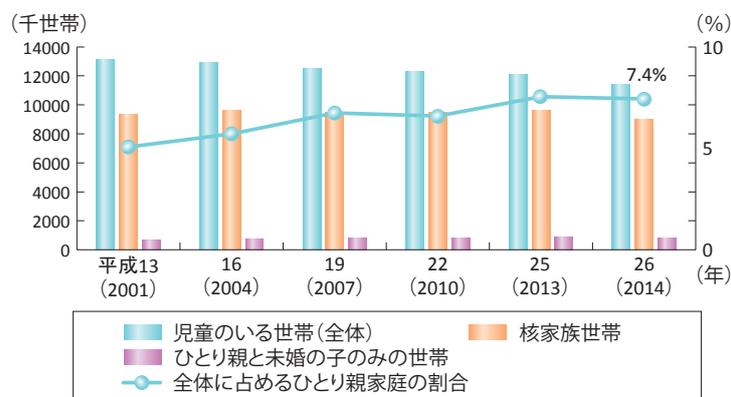
(出典) 内閣官房ホームページ (http://www.cas.go.jp/jp/seisaku/kodomo_ansin/pdf/h271221_gaiyou.pdf)

1 ひとり親家庭・多子世帯等自立応援プロジェクト

- 経済的に厳しい状況に置かれたひとり親家庭や多子世帯の自立のためには、①支援が必要な者に行政のサービスを十分に行き届けること、②複数の困難な事情を抱えている者が多いため一人一人に寄り添った伴走型の支援を行うこと、③ひとりで過ごす時間が多い子供たちに対し、学習支援も含めた温かい支援を行うこと、④安定した就労を実現することなどが重要であり、就業による自立に向けた支援を基本にしつつ、子育て・生活支援、学習支援などの総合的な支援を実施することとした。

- ◇児童のいる世帯のうち、ひとり親家庭の世帯の割合は上昇傾向。
- ◇ひとり親家庭の平均所得は、他の世帯と比べて大きく下回っており、子供の大学進学率が低い。

図表4 児童のいる世帯の状況



(出典) 厚生労働省「国民生活基礎調査」

図表5 ひとり親家庭の現状

(1) 児童のいる世帯の1世帯当たりの平均所得 (平成25年)
(万円)

夫婦と未婚の子のみの世帯	699.1
ひとり親と未婚の子のみの世帯	268.0

(出典) 厚生労働省「国民生活基礎調査」

(2) ひとり親家庭の子供の進学率

	ひとり親家庭	全世帯
高校等への進学率	93.9%	96.6%
大学等への進学率	23.9%	54.4%

(出典) 「全国母子家庭等調査」(平成23年度)、「学校基本調査」(平成27年度)
注 全世帯の高校等及び大学等進学について、通信制への進学者を除く。

(支援につながる)

- 厚生労働省では、相談窓口に関する分かりやすい情報提供やスマートフォンで検索できる支援情報ポータルサイトの活用等による相談窓口への誘導の強化を行いつつ、相談窓口において、子育て・生活に関する内容から就業に関する内容まで、ワンストップで寄り添い型支援を行うことができる体制を整備し、総合的・包括的な支援を行う体制を整えることとしている。

(生活を応援)

- 放課後児童クラブ等終了後にひとり親家庭の子供の生活習慣の習得・学習支援や食事の提供等を行うことが可能な居場所づくり、母子父子寡婦福祉資金貸付金による経済的支援、保証人なしの場合に有利子となる資金の利率の引下げを行うこととしている。
- 児童扶養手当の多子加算額について、特に経済的に厳しい状況にあるひとり親家庭に重点を置いた改善を図ることとし、第2子の加算額を月額5千円から最大1万円(36年ぶりの引き上げ)に、第3子以降の加算額を月額3千円から最大6千円(22年ぶりの引き上げ)とするなどの「児童扶養手当法の一部を改正する法律」(平28法37)が平成28(2016)年通常国会(第190回国会)で成立した。

(学びを応援)

- 文部科学省では、家庭の経済状況にかかわらず、学ぶ意欲と能力のある全ての子供が質の高い教育を受けられるよう、幼児期から高等教育段階まで切れ目のない形での教育費負担の軽減に取り組んでいる。
- 厚生労働省は、平成27(2015)年4月1日に施行された「生活困窮者自立支援法」(平25法105)に基づき、生活保護受給世帯の子供を含む生活困窮家庭の子供に対する学習支援事業を制度化し、

貧困の連鎖の防止のための取組を強化した。

(仕事を応援)

○厚生労働省では、高等学校卒業程度認定試験合格支援事業の支給対象へのひとり親家庭の子供の追加、高等職業訓練促進給付金の支給期間の延長、自立支援教育訓練給付金の支給額の引上げ等を行うこととしている。

(住まいを応援)

○国土交通省では、低廉な家賃での公的賃貸住宅の供給の促進、空き家を活用した子育て世帯向けの賃貸住宅の整備、子育て支援施設等の併設による公的賃貸住宅団地の福祉拠点化への支援などを推進している。

(社会全体で応援)

○子供の貧困対策に関する官公民の連携・協働プロジェクトとして「子供の未来応援国民運動」が平成27(2015)年10月から始動した。草の根で支援を行う特定非営利活動法人(以下「NPO法人」という。)等に対しての助成などに活用する「子供の未来応援基金」を創設し、また、各種支援情報を一元的に集約した上で、地域別、属性等別、支援の種類別に検索できる総合的な支援情報ポータルサイト及びCSR活動を行う企業等の支援リソースとNPO等が抱えているニーズの双方を掲載し、相互に検索できるマッチングサイトを整備した。平成28(2016)年度以降は、基金による事業の着実な実施や、ポータルサイトの情報量の充実などを行うこととしている。

○内閣府では、「ひとり親家庭・多子世帯等自立応援プロジェクト」を効果あるものとするため、各地方自治体において、子供の発達・成長段階に応じて切れ目なく「つなぎ」、教育と福祉を「つなぎ」、関係行政機関、地域の企業、NPO、自治会などを「つなぐ」地域ネットワークの形成の支援を目的として、「地域子供の未来応援交付金」を創設した。

2 児童虐待防止対策強化プロジェクト

○発生予防から自立支援までの一連の対策の更なる強化を図ることとし、

①児童虐待の発生予防として、地域社会から孤立している家庭へのアウトリーチ支援を積極的に行うことを含め、妊娠期から子育て期までの切れ目ない支援を通じて、妊娠や子育ての不安、孤立等に対応し、児童虐待のリスクを早期に発見・遁減する

②発生時の迅速・的確な対応として、児童虐待が発生した場合に、児童の安全を確保するための初期対応が確実・迅速に図られるよう、児童相談所の体制整備や要保護児童対策地域協議会の機能強化等を行う(図表8)

③被虐待児童への自立支援としては、被虐待児童について、親子関係の再構築を図るための支援を強化するとともに、施設入所や里親委託の措置が採られることとなった場合には、18歳到達後や施設退所後等も含め、個々の児童の発達に応じた支援を実施し、自立に結びつけるなどの対策を進めていくこととした。